

定款 新旧対照表 (2025年4月25日改定)

新	旧	備考
第8章 計算	第8章 計算	
(新規)	<u>第42条（中間配当）</u> <u>当会社は、取締役会の決議により、毎年1月末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u>	(以下、条番号繰り下げる)